

保存版

令和3年度

大阪市立矢田東小学校 学校安心ルール

(保護者用)

※学校での指導に関するものです。ご家庭で、よくお読みになってください。

1. 登校・下校について	2 ページ
2. 服装について	4 ページ
3. 持ち物について	5 ページ
4. 学校での生活について	10 ページ
5. 遊びについて	11 ページ
6. 給食について（給食係から）	11 ページ
7. 保健について（保健係から）	12 ページ
8. 環境について（環境係から）	12 ページ
9. 図書館教育について（図書館教育係から）	13 ページ
10. 視聴覚について（視聴覚係から）	13 ページ
11. 児童会について（児童会係から）	13 ページ
12. 「指導基準」及び「指導形態」の運用について	13 ページ

大阪市立矢田東小学校
特別活動部（生活指導）

学校は、どの子どもも安全で安心して学習できる場でなければなりません。また、集団生活を学ぶ場でもあるため、みんなで生活するためのルールが必要であることを子どもたちに伝えていかなければなりません。この『学校安心ルール(保護者用)』は、日々指導にあたる本校の教職員が共通理解している様々な学校内でのきまりごとを、保護者の皆さまにもお伝えするためのものです。保護者の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、学校で適切に指導に努めていきたいと考えております。

なお、本校では適切な学習環境作りと児童の学習意欲の向上、並びに基本的な生活習慣の習得を目指して生活指導に取り組んでおります。毎月配付の『生活だより』も併せてご確認いただきますよう、お願ひいたします。

（1）登校・下校について

- ①お子さまの通う通学路は学校で決めています。登下校の際は、学校指定の黄帽を着用して登下校するように指導します。見当たらない場合は、ご自宅の帽子で構いません。
- ②登校時刻は、8時00分から予鈴が鳴る8時25分の時間帯です。本鈴の8時30分以降の登校は「遅刻」と判断します。
- ③登校時には、正門に入った玄関ホールでお子さまの検温確認と手指の消毒を行っています。
- ④8時00分より早くにお子さまが登校してきた場合には、安全面を配慮して門の中には入れますが、8時00分のチャイムが鳴るまでは正門から入ってすぐのピロティで密にならないように気を付けながら、一時待機するように指導します。
- ⑤お子さまが欠席・遅刻・早退などをする場合は、その理由を8時30分までにご連絡していただきますようお願ひいたします。なお、欠席等の連絡がないにも関わらずお子さまの登校が確認できない場合には、事故や事件に巻き込まれた可能性を考慮し、保護者への電話確認を最優先に行います。その際には、学級担任または管理職等が家庭環境調書に記載された連絡先に電話をし、所在や理由を確認させていただきます。
- ⑥お子さまが早退する場合は、安全面を考慮して保護者に迎えに来ていただく必要があります。
- ⑦下校時刻を守るよう指導をしますが、放課後に居残り学習をさせる場合があります。遅くなる場合には、学校からご連絡させていただきますのでご了承ください。

【下校時刻】について

3月～11月…午後4時30分まで / 12月～2月…午後4時15分まで

- ※1 行事や会議等で下校時刻が変更になる場合は、放送や連絡により児童に知らせ、変更になった下校時刻を守らせます。
- ※2 1～3年生は、原則として学習のこと以外では学校には残しません。
〔①6時間目の授業を優先させるため ②授業終わりから下校時刻までの時間
が長いため ③安全面に配慮し、見守り隊のいる時間帯に帰すため〕
- ※3 放課後に居残り学習をさせる場合には、上記下校時刻までを原則としていますが、必要に応じて、学校から連絡をする場合があります。

- ⑧一旦、お子さまが登校しますと、忘れ物を取りに帰るという理由であっても、安全上の観点から保、護者への連絡無しには帰宅を認めていません。
- ⑨児童朝会（第1月曜日）で運動場に集まる時は、黄帽をかぶるよう指導しています。忘れ物などの理由により黄帽がない場合は、体育の授業で使う赤白帽をかびります。
- ⑩学校の電話は、<18:00～翌8:00の時間帯>は留守設定のため繋がりません。学校へ電話連絡される場合はご注意ください。

【矢田東小学校 校区地図】

★矢印…登下校のメインルート

（※学校選択制等により、校区外から登校される場合には、最寄りのメインルートを通っていただくことになります。住所別集団下校班の班編成も同じ考え方です。）

★丸印…保護者による旗当番をお願いする見守り箇所



（2）服装について

- ①学校に着て来る服装は、学習活動がしやすいものにしてください。学習活動がしやすい服装とは、＜着脱しやすいもの・金属製の付属品等が不要に付いていないもの・ひらひらしていないもの・過度な露出のないもの＞としています。
- ②学校に履いてくる靴は、運動を制限せず学校でのさまざまな学習活動に適したものをお原則とします。そのため、靴裏がスパイク状になっていたり、靴の一部が光る等のものは“学校にはいてくる靴としてはふさわしくない”としています。また、かかとをふんだ履き方をしている場合には適宜指導をします。
- ③寒い季節の服装としては、手袋、マフラー（ネックウォーマーも可）、ベスト、カーディガン、タイツの着用を認めています。ただし、手袋、マフラー（ネックウォーマーも含む）については、登下校時のみとし、学校内でははずさせます。
- ④適宜、服装の乱れ（衣服がはだけている時、体操服のシャツを入れていない等）と判断した時は、適切に指導をします。
- ⑤体育科の学習時は、学校規定の体操服と赤白帽を着用します。肌着（インナーやタイツ）は原則脱がせることとしていますが、発達段階等に応じて柔軟に対応させていただきます。また、個別の事情等により、冬季等には長袖の体操服の着用や体操服と同系色の代替服の着用を認める場合がありますが、必要に応じて、教職員で情報を共有させていただくことがあります。
- ⑥名札は、学校の中では左胸あたりのよく見えるところにいつもつけるようにします。下校時にははずして、学級内の名札ホルダーに置いておいて帰ります。
- ⑦“子どもが非行や事故に巻き込まれないようにする”という健全育成の観点から、お子さまの、服装をはじめ髪型や髪の色は、清潔で自然なものにさせてください。「自然でない」と判断される場合、お子さまへの注意・指導をしたうえで、保護者にご連絡をさせていただくことになります。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

物品等の取り扱いについて

◆ワキタスポーツ 【所在地：東住吉区住道矢田7-6-13 TEL：06-6701-2101】

⇒ **体操服**

（白半袖） 1,120円(120cm～140cm)/1,270円(150cm～L寸)、

（紺半ズボン） 1,470円(120cm～150cm)/1,620円(S～O寸)/1,780円(XO～ZO寸)、

（赤白帽） 520円)

◆学校制服の店ヨシダ 【所在地：東住吉区駒川5-13-12 TEL：06-6697-0011】

⇒ **（黄帽子）** （キャップ型） 1,220円 （メトロ型） 1,430円)

◆学校の事務室 【所在地（学校）：東住吉区住道矢田2-7-43 TEL：06-6702-9877】

⇒ **（教科書）** （学級担任が窓口で事務室で要確認）、**（名札）** （どの学年でも270円）

(3) 持ち物について

- ①ゲームソフトやバトルカードゲーム等、学習に必要のないと判断されるものは持参禁止です。持ってきた場合、学校で一時的にお預かりし、指導後に保護者へ返却します。お子さま本人には返却できませんので、ご理解くださいますようお願い致します。
- ②学習用具等は、『令和3年度 学校に必要な筆記用具 学年別一覧表』(p.8)をご参照ください。その他で必要となるものに関しては、学年の発達段階に応じて対応させていただきますので、学年担任からの連絡をよく聞いておいてください。
- ③適切な水分補給のため、年間を通じて水筒を持たせるようにしてください。
- ④全校共通の「落とし物置き場」を2号階段（保健室の横）の下に設置しています。いつでも誰でも確認できるようにしていますが、一定期間置いてあっても持ち主が現れないものについては、処分させていただきます。ご不明なことがありましたら、学級担任もしくは職員室へ直接お問い合わせください。
- ⑤具体的なものの扱いについては以下の通りです。（適宜、追加訂正あり）

ものの名前	扱 い	指導方法
シャープペンシル・ ロケットえんぴつ・ バトルえんぴつ	持ってきてはいけません。 (※えんぴつで、ていねいにしっかりと書けるように指導します)	
色ペン (※マイネームペンは除く)	持ってきてはいけません。 (※赤ペン、複数色入れられるボールペンとともに必要ありません)。	
携帯電話	持ってきてはいけません。 (※保護者の申し出（冊子 p.9 『届出書・誓約書』を参照）があった場合に限り認めます。ただし、その扱いに関しては、 <u>保護者の責任のもと、お子さま本人に適切に管理させてください。学校で預かることはしません。</u> (※学校内ではランドセルから出さないように指導しています。)	対象となるものを預かり、児童本人への指導をします。また、保護者へ連絡と経緯の説明のうえ、 <u>保護者に返却</u> します。
漫画・おもちゃ (自宅のボール等も含む)	持ってきてはいけません。 (※漫画の扱いについては、クラブ活動等で必要ならば、その日だけ持ってきてその日のうちに持て帰るようにさせることができます。)	

プロフィール帳・交換ノート	持ってきてはいけません。	
カードゲーム類	持ってきてはいけません。 (※トランプは児童会から学級配付して、雨の日の遊びを工夫する取り組みをしています。雨天時以外でのトランプ使用はその場でやめさせ、屋外遊びを推奨するよう指導します。)	対象となるものを預かり、本人への指導のうえ、保護者に連絡・返却します。
アクセサリー類 (ピアス・イヤリング・ミサンガ 等)	<u>持ってきてはいけません。</u> (※アクセサリー類は、“学校には不要なもの”扱いです。また、“アクセサリー性が出ないこと”・運動などの学習活動上、安全である“ことを判断基準としているため、髪を束ねるためのものはヘアゴムを使用してください”)	外せるものは外させ、本人への聞き取り・指導ののち、保護者へ連絡します。返却については、本人ではなく保護者へ返却します。 <u>アクセサリー類をつけたままでの運動活動(プール水泳等)は認めません。</u>
キーホルダー	ランドセル等につける場合には、 <u>目印として1つ程度まで</u> とします。	不必要に多くつけていると判断された場合には、外させる等の指導をします。また、繰り返す場合は学校で預かり、保護者へ返却します。
カチューシャ	持ってきてはいけません。 (※髪を束ねるものは、ヘアゴムにしてください)	外させ、本人への説明をします。また、保護者にも説明のための連絡をする場合があります。
カイロ	持ってきてはいけません。	没収し、本人への指導のうえ、保護者に連絡します。

児童椅子用の座布団	季節や体調等に応じて、認めています。	保護者から学級担任へご相談ください。
虫よけリング・ 首掛け式ウイルス除去・ 個人持ち消毒液	お子さまの健康面等に配慮が必要な場合、学級担任が窓口となって、柔軟に対応します。	
学習塾等習い事の課題・宿題	認めません。理由は以下の2つの観点からです。ご理解ください。 ①学校が課して求めたものではないこと ②お子さまにとって全ての活動時間が学校生活（例.休み時間に友だちと運動場で遊ぶこと・図書室で本に触れること 等）であり、その時間を学校としてしっかり確保させたいこと	本人と保護者に説明の連絡をします。
化粧品	してきたり、持ってきたりしてはいけません。	化粧を落とさせ、保護者へ連絡します。
危険なもの（エアガン等）	持ってきてはいけません。	没収し、本人への指導のうえ、保護者へ連絡します。 <u>状況を判断して、関係諸機関に連絡させていた</u> だく場合があります。

（※お子さまの健康面等に配慮が必要な場合など、保護者の要望があった場合は、学級担任と保護者の間で話し合い、判断させていただきます。必要に応じて、ほかの教職員に伝達し、情報共有をさせていただく場合があります。）

大阪市立矢田東小学校 <学校に必要な学習用具 学年別一覧表> 特別活動部(生活指導)

教室掲示用

必要な学習用具(※持ち物にはすべて名前を書きましょう)		1年	2年	3年	4年	5年	6年
筆箱のタイプ(1・2年生は指導上、必要なこと)		ケースタイプ	ケースタイプ	ケースタイプ	ケースタイプ	ケースタイプ	ケースタイプ
えんぴつ筆 4本以上(Bや2Bを便い、短くなつたものやパトリ鉛筆は便わない)		○	○	○	○	○	○
消しゴム 1つ(よく消えてかおりのついていないもの)		○	○	○	○	○	○
あかえんぴつ筆 1本		○	○	○	○	○	○
ものさし(15cm程度で、目盛りがはっきりしているもの)		○	○	○	○	○	○
スームペン(黒色で油性のもの)		○	○	○	○	○	○
トドき(ノートを書く時に必ずひく)		○	○	○	○	○	○
はさみ		○	○	○	○	○	○
のり		○	○	○	○	○	○
いろえんぴつ筆(12色程度のもの)		○	○	○	○	○	○
パス(クレヨンやクーピーペンシルは不可)		○	○	○	○	○	○
二角定規(直角三角形と等辺三角形のセットで、目盛りがはっきりしているもの)		×	○	○	○	○	○
コンパス(シャープペンシル式は不可)		×	×	○	○	○	○
分度器(透明素材で目盛りがはっきりしているもの)		×	×	○	○	○	○
あかふボールペン(その他のボールペンやマジックペンも不可)		×	×	×	×	×	×
シャープペンシル(学校には持つてこない)		×	×	×	×	×	×

※ 上記の学習用具以外の持ち物の取り扱いについては、『学校安心ルール』(保護者用)に書いています。

【児童の携帯電話持ち込み等の取扱いについて】（※別紙として配付します。）

令和3年4月9日

保護者様

大阪市立矢田東小学校
校長 梶原 進

児童の携帯電話持ち込み等の取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。平素は、本校教育活動にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、児童に携帯電話をもたせて登校すること（児童の携帯電話の持ち込み）は、原則禁止とすることが、文部科学省や大阪市教育委員会からも示されていますが、本校では、個別の事情があるお子様については、以下のような取扱いを行っております。

携帯電話の持ち込みは、原則禁止とするが、個別の事情により、やむをえず携帯電話を児童に持たせる場合は、下記の事項を了承した上で学校に届出をする。学校は一切の責任を負わない。下記の事項を遵守しない場合は、以後、当該児童の携帯電話の持ち込みは認めない。

＜事情がありやむをえず携帯電話を持たせる場合の遵守事項＞

- 児童の携帯電話の持ち込みは、保護者が下記の届出書・誓約書を提出した場合のみ認め、それ以外は認めません。
- 携帯電話は、保護者とお子様で、お子様が個人で責任をもって保管・管理できるように話し合ってください。
- 非常災害などの場合を除いて、児童が校内で勝手に携帯電話を使用すること、保管している袋やランドセル等から勝手に取り出すこと等は認めません。保護者の方が児童に連絡する場合は、学校の電話にご連絡ください。
- 携帯電話の持ち込みによる、トラブル、紛失等について、それに生じる一切の責任を学校は負いません。

個別の事情があり、携帯電話を児童に持たせる場合は、届出書・誓約書の提出をお願いします。なお、お子様一人につき、本書一枚のご提出をお願い致します。

以上、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

届出書・誓約書

大阪市立矢田東小学校長

個別の事情があり、携帯電話の持ち込みの許可を願います。遵守事項を守ります。万が一、この約束を破りました時は、今後、学校への携帯電話の持ち込みはさせません。

年 月 日

年 組 児童名 _____

保護者名 _____

受理日 /
担当者印

（※このコピーは、家庭用として一年間大切に保管してください。）

(4) 学校生活について

- ①チャイムの合図で次の学習活動が始まるごとをお子さまに指導します。
- ②廊下や階段は走らずに右側通行をするよう指導します。
- ③二足制（上靴と下靴が必要）をです。保護者の方が来校される場合には、上靴またはスリッパ等をご用意ください。

＜上靴を使用する場所＞

- 普通教室の中
 - 特別教室（家庭科室・音楽室）の中（※理科室・図工室は下靴のまま入室可）
 - 給食を受け取りに行く時
 - 講堂での全校集会等の時
- ※印は、「特別措置」という考え方であり、これら以外の場合には、トイレや清掃活動であっても、下靴に履き替えて移動・活動とします。

④職員室への入退室の仕方（ノックの仕方、用件の伝え方等）を学びます。職員室前方扉に掲示の『職員室に入る時』（右図）にて指導内容をご確認ください。

⑤お子さまのみで校区外へ行かないように指導します。もし、校区外でお子さまが事件や事故に遭ってしまった場合に本校への連絡が遅れるためです。ご家庭でもよく話し合っておいてください。

⑥各学年の学習状況や実態等に応じて、教科書や教材等を学校置きにさせる場合があります。ご了承ください。なお、お子さまの学習状況等についてご不明な点があれば、各学級担任へお問合せください。

⑦校外学習時における電車のマナー等については、次のページにあるように指導をします。

～ 職員室に入る時 ～

① ノック3回する。

② 戸を開けて、所属と名前を言う。

「失礼します。」
「○年○組
○○委員会
○○クラブ」
の○○です。」

③ 用件を言う。

「○○室の鍵を取りにきました。」

「○○先生はいらっしゃいますか。」

④ 出る時は、

「失礼しました。」

⑤ 戸を静かに閉める。



全学年共通

- ①「立つ」「静かにする」「荷物の持ち方には注意する」「乗り降りの際のドア付近の気配り」を基本事項として指導します。
- ②ただし、お子さまの体調不良や怪我等については、体調管理の観点から、座席への着席させます。
- ③混雑状況によっては、着席した方が迷惑にならないこともあることから、その場の引率者の判断を優先します。
- ④上記①②③のことから、校外学習における共通した目標は、＜児童の忍耐力・体力回復・乗車マナーを総合的に学習する＞としています。

(5) 遊びについて

- ①玄関前・講堂裏・鉄棒裏（フェンスの道路側）・校舎の裏・学習園・職員室前の植え込み・飼育小屋・池付近や朝会台・バスケットゴール・サッカーゴール・防球ネットに乗って遊ぶ等の行為は、安全上・備品管理の観点から禁止しています。
- ②アスレチック遊具の使用に関して、使用不可の学年規定は設けていませんが、安全に遊ぶように指導します。
- ③アスレチック遊具では、多くの子どもたちが使う場所であるため、安全上の観点から、おにごっこやボールを使った遊びをしないよう指導します。
- ④赤コーンが立っている時は、運動場（職員室前の人工芝エリア含む）を使用（通行）してはいけないこととしています。
- ⑤赤コーンの出し入れについては、主に体育主任（もしくは教頭・教務主任・特別活動部長）が運動場の状態と遊具等の安全を確認して行います。遊具等の安全点検は、定期的に行っています。
- ⑥放課後における運動場での遊び活動（「放課後遊び」）は、4年生以上の学年児童で認めています。3年生以下については、【5時間目まで下校できる日が確保できること】・【その場合の運動場使用は高学年の学習時間を優先させること】・【居残り学習以外での放課後活動をする場合にはいきいきの活用を推奨すること】から、放課後遊びを認めないこととする。
- ⑦課業時間中にボールを蹴って遊ぶことは、安全上の観点から禁止としています。ただし、課業時間外である「放課後遊び」においては認めることとしています。

(6) 給食について（給食係から）

- ①給食時の服装（給食着、給食帽、マスク）を整え、決められた廊下を一方通行で移動します。
- ②給食着・給食帽は学校貸し出しのものを使用します。週末には、使用したエプロンをお子さまが家庭に持ち帰りますので、洗濯をしていただき翌週はじめに学校に返却し

てください。コロナウイルス感染防止対策の観点から、同じエプロンを複数の子どもで着まわすことを禁止していますので、忘れ物や紛失のないようにご協力をお願いいたします。

③教室では、持参のナフキン等を教室の学習机に敷き、手洗いを済ませて、静かに待つことを指導します。

④給 食…12時25分～13時5分 清 掃…13時25分～13時40分

　…13時10分～13時25分　（※毎週木曜日は英語モジュールのため清掃なし）

（※13時40分～45分の5分間で、5時間目の準備をする）

（※学校行事・学年行事等によって、　と清掃時間を入れ替えることがあります。）

⑤学校給食に関する各種取り組みの企画・運営をする。（例. 栄養指導や交流給食 など）

⑥お子さまのアレルギー対応等に関する食育に関して、学級担任を中心に複数体制で確認し、児童の食に関する安全・安心に努めます。その際、該当するお子さまの対応方法等について学校で情報共有させていただく場合があります。

⑦給食試食会の企画・運営を、PTAと連携して実施します。

（7）保健について（保健係から）

①保健に関する年間計画の企画・運営をします。詳細は、本校で作成している「医療を要する事故発生時の対応マニュアル」等（※右参照）について、教職員で研修を行い、誰もが迅速な対応ができるように努めています。

②児童の基本的生活習慣習得・定着のための取り組みとして、年間3回（学期に1回程度）の「生活ふりかえり週間」を企画・運営します。

（※指導テーマ例 「早寝・早起き・朝ごはん」等 / 指導方法例「わくわくスケジュール」作成 等）

- ◆保健室について
- ◆感染症による出席停止について
- ◆医療を要する疾病について
- ◆独立行政法人日本スポーツ振興センターについて
- ◆学校医療券について
- ◆嘔吐物の処理について

（8）環境について（同部内：環境係）

①安全教育に関する計画・マニュアル等の立案・実施をします。

（例.「不審者侵入時対応マニュアル」の作成 避難訓練の企画・運営 等）

②交通安全指導の企画・運営をします。

（例.全校を対象とする交通安全指導教室を管轄警察署と連携して実施する 等）

③防火用具の管理・運用や火元責任者の配置をします。

④学習園の配当や花壇の管理・運営をします。

⑤飼育栽培に関する計画・運営をします。

⑥清掃用具の購入や保管・配当に関して、計画・運営をします。

⑦清掃用具の使い方や清掃方法を適切に指導し、学校の美化に努めるよう指導します。

⑧冷暖房規定や冷暖房器具の管理に関する企画・運営をします。

(9) 図書館教育について（図書館教育係から）

①学校図書館の活用に関する年間計画の立案・運営をします。

②児童用図書（学級文庫含む）の購入・管理・貸出をします。

③その他の啓発活動をします。（例 図書館だよりの発行、読書週間の企画・運営 など）

④お子さまが学校から借りて帰った本は、期間以内に返却していただきますようお願いします。

(10) 視聴覚について（視聴覚係から）

①ICT機器や視聴覚教材の整備・活用をします。

②校内放送の企画・運営や放送室の管理・運営をします。

③パソコン室の管理・運営をします。

④演劇・音楽鑑賞等の企画・運営をします。

⑤学校では、お子さま1人につき専用パソコン1台準備し学習活動に使用します。必要に応じて持ち帰る場合がありますので、その際の管理にはくれぐれもお気をつけください。修理費用等が発生する場合があります。

(11) 児童会について（児童会係から）

①児童会活動に関する年間計画の企画・運営をします。

②なかよし班（たて割り班）活動や児童集会の企画・運営をします。

③委員会活動に関する企画・運営をします。

④クラブ活動に関する企画・運営をします。

- 委員会活動、クラブ活動は水曜日の6時間目に実施します。
- 委員会活動は月1回の実施です。
- 委員会活動とクラブ活動がない日は、5時間授業になります。
- 委員会活動やクラブ活動を実施する日は、学校だよりや学年だよりでお知らせします。

(12) 「指導基準」及び「指導形態」の運用について

①子どもたちの問題行動に対する指導に関しては、本校で取り決めた「指導基準」及び「指導形態」に則して、些細なことも見逃さないことを心がけて、段階的・組織的に指導します。なお、本指導基準は、大阪市教育委員会が推進しているく学校安心ルール（スタンダードモデル）>を、運用の根拠とし、これを矢田東小版にカスタマイズして作成しています。

- ②日常の学校での指導項目を明文化したものです。したがって、児童への厳罰化を目的としておらず、あくまでも学校として適切な学習環境の整備とお子さまの人格形成を図る手段であるとご理解ください。
- ③「指導基準」・「指導形態」は、本冊子p.15・p.16ページに記載しています。
- ④低学年時の基本的な学校生活の習得の手段として、矢田東小版「指導基準」をベースにした、「1・2年生[低学年]用 指導基準」を令和2年度より運用しています。本冊子p.17に記載しています。
- ⑤新型コロナウイルス感染症対策として、学校としてできる限りの対策を講じて教育活動にあたるべく、新たに『新型コロナウイルス感染症対策用「学校安心ルール」』を作成し、子どもたちにも生活習慣の一部として習得できるように指導するようにしています。また、本校の全教職員で教育活動の推進のためのガイドラインを研修しています。本冊子p.18に記載しています。

令和3年度 矢田東小学校「指導基準」

身につけるべき生活習慣		①あいさつをする		②正しい言葉遣いをする		③人の話をしっかりと聞く		④時間を守る		⑤主体的に学習する	
		⑥「早寝・早起き・朝ごはん」をする		⑦宿題をする		⑧読書をする		⑨適度に運動をする		⑩マスクをつけて手指消毒をする	
レベル		「違反行為に対する「一次的指導」		「二次的指導」							
階梯	マナー	学校生活	学習	人権	触法	「一次的指導」に対する反応行為		「二次的指導」に対する反応行為		「一次的指導」に対する反応行為	
レベル1	秩序や規律を乱す行為	<ul style="list-style-type: none"> 廊下や階段を走る 廊下や階段や廊への乗り込み 人の話を聞ききり悪意 話を聞く姿勢や態度が悪い 故意にトイレを汚す 鞋靴など落書き（ソート等） 良縁や商品を正しく使わない コミの甘い倍で、明らかに欺く 廊下でボールを投げる 授業中に勝手にマスクを外す 民家や店、施設での軽い迷惑行為 （いたずら電話、たむろする、ピンポンダッシュ等） 朝会・集会中（Teams中）に騒ぐいたり、立ち歩く 必要以上に騒いだり、鳴ったりする 不必要に大声を出す 	<ul style="list-style-type: none"> 無断で遅刻（8:30）をする 係、当番、委員会等の仕事を怠る 足制を守らない 保護者に届け出ない（学校外へ出る） くつのかきこみ（ぶひじ） 黄帽をかぶらさず登下校する ホールを蹴って通じる 勝手にインターネットオフを用意する 勝手に職員室に入る 眼鏡や頭墨の違反 アフセセリーラーの着用 （私語、手紙のやり取り、勝手に席をかわる、等） 不必要な物の使用 テストの妨害（カணシング等） 勝手に教室を離れる 学校での携帯電話の使用 学校の持ち込み、飲食 学習に不必要な物の持ち込み 他人の所有物をとる、壊す 通学路を通らず登下校 校内での携帯電話の使用 学校に入らなく、授業を抜け出す 金品の貸し借り・賭けっこ 教室や廊下で尋ねるなど、自慢や周囲が危険な行為 故意に器物損壊をする 故意に他人の所有物を壊す 	<ul style="list-style-type: none"> 授業への無断遅刻 授業中の居眠り 勝手に席を離れる 相手が嫌がる言動をする 相手が嫌がる言動をする（言い合い） 軽微な授業妨害 （私語、手紙のやり取り、勝手に席をかわる、等） 不必要な物の使用 テストの妨害（カணシング等） 勝手に教室を離れる 軽微な授業妨害 （私語、手紙のやり取り、勝手に席をかわる、等） 不必要な物の使用 テストの妨害（カணシング等） 勝手に教室を離れる 教職員、児童への暴言、威嚇 地域の人や来校者への暴言や失礼な言動 （けんか）暴力を伴つもの） 携帯電話・スマホやパソコン等による詐欺中止する■書き込み 	<ul style="list-style-type: none"> 無視、指導を聞く レベル1の行為を繰り返す 	<ul style="list-style-type: none"> 無視、指導を聞く レベル1の行為を繰り返す 					
レベル2	秩序を及ぼす行為					（いじめ）につながる言動		（いじめ）につながる言動		（いじめ）につながる言動	
レベル3	秩序を及ぼす行為					・差別的な言動		・差別的な言動		・差別的な言動	
レベル4	秩序を及ぼす行為					△この指導基準は、学校内・外を問わず、本校に在籍するすべての児童に公平に適用するものです。		△学期中・休み中に關係なく努力があるものとして、児童にも適宜、注意喚起及び指導をし、理解させていきます。		△レベル1から上がるにつれて、より重篤な問題行動と捉えます。もし、同様の問題行動が繰り返される場合には、関わる教員等で公正に協議し、次のレベルの象徴として指導をします。	
レベル5	秩序を及ぼす行為					△レベル4になると、教育の力だけではなくなる可能性が出てくると捉えます。できるだけ、輕微な事象のうちに問題とされる行動を発見し、指導を終えられるように努めます。		△レベル4の行為を繰り返す		△暴力・破壊行為	

身につけるべき生活習慣

- 15 -

令和3年度 矢田東小学校 「指導形態」

【考え方られる指導者】

【考え方られる指導方法・対応】

レベル1 秩序や規律を乱す行為		・当該教員 ・担任 ・学年教員		①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導		①学年集会 ②該当部会での報告	
レベル2 秩序や規律を乱し、周囲に影響を及ぼす行為		・当該教員 ・担任 ・学年教員 ・特別活動部会 ・管理職		①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導		①学年集会 ②該当部会での報告	
レベル3 秩序や規律を乱し、周囲に影響を及ぼす行為		・当該教員 ・担任 ・学年教員 ・特別活動部会 ・管理職		①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導		①学年集会 ②該当部会での報告	
レベル4 法令に抵触し、人権を侵害する行為		・当該教員 ・担任 ・学年教員 ・特別活動部会 ・管理職		①その場での指導 ②家庭連絡 ③放課後指導 ④文書指導 ⑤別室指導		①学年集会 ②該当部会での報告	
レベル5 法令違反及び人権侵害の行為		レベル4と同様		①保護者来校 (家庭訪問)		①保護者来校 (家庭訪問) ②関係諸機関への連絡	
		関係諸機関		③全校集会 ④臨時集会 ⑤ケース会議		①在宅での指導 ②出席停止	

◇問題行動(違反行為)の早期発見・適切な初期指導が不可欠で、指導は歎然と粘り強く行います。

◇最初に指導に携わった教員(特に担任)を“孤立”させることなく、指導は学校総体のチームワークで進めます。

◇左側には、児童がとった問題行動(違反行為)のレベルに応じて、指導に携わる教職員・関係者・関係諸機関等を示しています。

◇右側には、レベルごとの指導方法・対応を示しています。なお、指導方法・対応は、その全てを行わなければならないわけではなく、その時に必要とを考えるものを選択します。また、同じ指導結果を求めるものでもあります。

◇指導は、児童理解を根底に「自己指導力」の育成(気づき→反省→改善)を目指します。支援が必要な児童に対しては、“合理的な配慮”も視野に入れます。

1・2年生[低学年]用 「学校安心ルール」(指導基準表)

教室掲示用
きょうしつけいじょう



- 必ずんで、みに ① あいさつをしましょう。 ② 正しいことばづかいで話しましょう。
つけたいこと ③ ひとの話をしっかり聞きましょう。 ④ じかんをまもりましょう。

※先生からちゃんとされる前に、まもれていくかどうか、いつもじぶんで気をつけましょう。	
<p>マナー</p> <p>まなぶ</p>	<p>せいかつ</p> <p>がくしゅう</p> <p>①きめられたじかんまでに、どうこうできていますか。 ②ぼうしをかぶって、どうこうしていきますか。 ③くつをきちんととはいていきますか。 ④下くつ・上くつのルールは守れていますか。 ⑤あそびのルールは守れていますか。</p> <p>①「はじめのチヤーム」を会員に、きょうしつにもどっていきますか。 ②じゅざょう中におしゃべりをしていませんか。 ③手をあげて、はっぴょうしていきますか。 ④学校にいらないものを、もってきていませんか。 ⑤かってに、せきをはなれていませんか。 ⑥ほかの人の学習を、じゅましていませんか。</p>

新型コロナウィルス感染症対策用 「学校安心ルール」 (指導基準表)

教室掲示用

すすんで、身につけたいこと	①体温を測ってから登校しよう。 ③マスクを着用して登校しよう。 ④発熱などの症状がある時は登校をひかえよう。
---------------	--

※先生から注意される前に守れているかどうか、いつも自分で気をつけよう。

マナー	生活	学習
<p>① マスクを正しく着用していませんか。 ② 相手や周りの人との距離は、十分にとれていますか。(ソーシャルディスタンス)</p> <p>③ 相手の真正面で話したりしていませんか。 ④ 大声を出したりしていませんか。 ⑤ 「せきエチケット」は、守っていますか。</p>	<p>① 滅菌なハンカチ・ティッシュ、マスク前の鼻の^{うなじ}部分は、持ってきていますか。 ② こまめに正しく手洗いをしたり、アルコール消毒をしたりしていませんか。 ③ 相手に触れていたい（接觸・密接）していませんか。 ④ 密接と必ずしも密接していない（密集）していませんか。</p>	<p>① 正しく消毒や手洗いをしてから、授業に参加していますか。 ② 汚染られた自分の座席に、正しく着席していますか。 ③ 手をあけて、乾燥していませんか。 ④ マスク（やフェイスシールド）を、先生の指示なく、勝手に外したりしていませんか。</p>



※せきエチケット…感染症をほかのひとにつながるために、せき・くしゃみをする時、マスクやティッシュ・ハンカチ・ひじの内側などを使って口や鼻をおさえるなどの行動のことです。

などを使って口や鼻をおさえるなどの行動のことです。